

別居・離婚後の親子の面会交流についての環境整備を求める意見書

我が国では、父母が協議上の離婚をするときは、子どもの利益を最も優先して考慮し、子どもの監護をすべき者や面会交流等の必要な事項について協議で定めなければならないとされているが、面会交流の取決めや実施については、低調な状況にある。

親権の有無にかかわらず、離婚後も両親が共に子育てに携わり、関係を維持していくためには、諸外国の取組について、調査研究を進めながら、広く国民に周知し意見を求め、親権制度を含めて父母の離婚後の子ども養育の在り方を検討する必要がある。

また、子どもの健全な成長の観点からも、子どもにとって適切な形で愛情を受けながら養育されることが、長期的に子どもの最善の利益に資することになるため、別居や離婚による親子関係について良好な環境を維持することが重要である。

よって、国会及び政府においては、別居・離婚後の親子の面会交流について、子どもに与える影響や実態を考慮し、諸外国の取組に学びながら、環境整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）3 月 30 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣
（提出者）自由民主党所属議員全員